

文化審議会文化政策部会
アート市場活性化ワーキンググループの設置について（案）

2021年1月 日
文化政策部会決定

1. 設置の趣旨

現状、我が国のアート市場の規模（3,590億円）は、世界の市場規模（約6兆7,500億円）と比べると、未だ小規模に留まっており¹、アート作品を国内に蓄積していく力が弱いままである。その一方で、1960-80年代の我が国発のアートは、近年急速に国際的な評価が進み、国際市場において活発に取引が行われている状況にある。

また、特に現代アート作品は、海外の富裕層などの関心が高く、インバウンド政策において極めて重要な要素と考えられる。

我が国の多様な文化を我が国のものとして発信していくとともに、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させていくため、また、ポストコロナ時代において、アートを主要なインバウンドコンテンツとして最大限活かしていくためには、我が国に優れた作品が蓄積されていく環境として、我が国アート市場の活性化に向けた取組を加速していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、ポストコロナ時代における、我が国のアート市場の活性化に向けた課題を整理し、必要な政策的対応等を検討するためのワーキンググループを設置する。

2. 審議事項（案）

- ・ 保稅地域に係る通達改正²も踏まえた今後の対応
（オークション、アートフェア、メガギャラリー誘致）
- ・ 美術品の有効活用・価値創造を通じた現代アートの振興
（国内美術館のハブ・国際的な窓口・次世代作家育成機能整備）
- ・ 既存コレクションの有効活用と新たなコレクターの育成
- ・ 関連する税制改正及び鑑定評価制度等に係る検討

¹ 一般社団法人アート東京「日本のアート市場に関する市場調査 2019」

² 令和2年12月1日、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）を一部改正。
保稅地域におけるオークションやアートフェアの開催が可能となった。

3. 構成

※追って確定予定